

第84回国民スポーツ大会
第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会

第5回競技運営専門委員会
【参考資料】



令和8年1月23日（金）
島根県黒田庁舎1階「会議室」



島根県観光キャラクター「しまねっこ」

新旧対照表

改正前			改正後		
第1条付託、第2条～第9条 [略] 別表（第2条関係）			第1条付託、第2条～第9条 [略] 別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 [略] 2 会場地選定に関すること 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略]	[略]	総務企画 専門委員会	1 [略] 2 会場地選定に関すること（デモンストレーションスポーツ及びオープン競技を除く） 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略]	[略]
競技運営 専門委員会	1 [略] 2 [略] 3 その他競技運営に係る重要な事項に関すること 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]	1 [略] 2 [略] 3 デモンストレーションスポーツに関すること 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]	競技運営 専門委員会	1 [略] 2 [略] 3 デモンストレーションスポーツの実施競技及び会場地市町村の選定に関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く） 4 その他競技運営に係る重要な事項に関すること	1 [略] 2 [略] 3 デモンストレーションスポーツに関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く） 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]
広報・地域づくり 専門委員会	[略]	[略]	広報・地域づくり 専門委員会	[略]	[略]
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 [略] 2 その他全スポーツの運営に係る重要な事項に関すること	[略]	全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 [略] 2 オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関すること 3 その他全スポーツの運営に係る重要な事項に関すること	1 [略] 2 オープン競技に関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く） 3 その他全スポーツの運営に関すること（他の専門委員会の委任事項を除く。）

宿泊・衛生 専門委員会	[略]	[略]	宿泊・衛生 専門委員会	[略]	[略]
輸送・交通 専門委員会	[略]	[略]	輸送・交 専門委員会	[略]	[略]
式典 専門委員会	[略]	[略]	式典 専門委員会	[略]	[略]
警備・消防 専門委員会			1 警備、消 防及び防災 の基本的事 項に関する こと 2 その他警 備、消防及 び防災に係 る重要な事 項に関する こと	1 警備、消 防及び防災 に係る計画 の推進に関 すること 2 その他警 備、消防及 び防災に関 すること (重要な事 項を除 く。)	

令和3年3月22日
第1回常任委員会決定
令和7年3月13日
第5回常任委員会改正

**第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会専門委員会規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月13日から施行する。

別表（第2条関係）

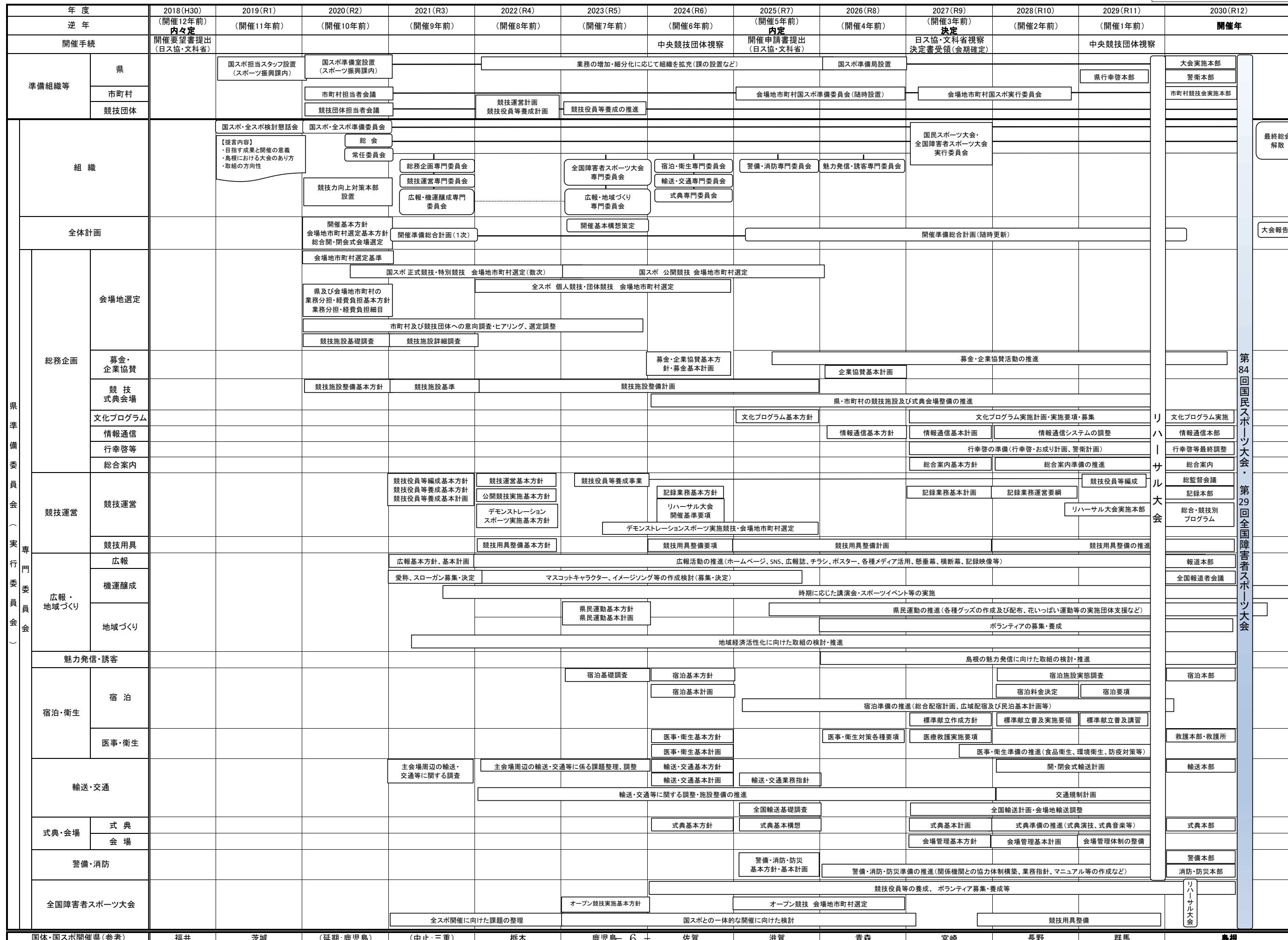
委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること 2 会場地選定に関すること（デモンストレーションスポーツ及びオープン競技を除く） 3 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関すること 4 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること 5 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関すること 6 情報通信施設の基本的事項に関すること 7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること	1 総合的な計画の推進に関すること 2 文化プログラムに関すること 3 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること 4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること 5 情報通信施設の調査、調整等に関すること 6 募金・企業協賛に関すること 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること（重要な事項を除く。）
競技運営専門委員会	1 競技運営等の基本的事項に関すること 2 実施予定競技の選択に関すること 3 デモンストレーションスポーツの実施競技及び会場地市町村の選定に関すること 4 その他競技運営に係る重要な事項に関すること	1 競技運営に係る計画の推進に関すること 2 競技役員等の養成及び編成に関すること 3 デモンストレーションスポーツに関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く） 4 競技用具の整備に関すること 5 リハーサル大会に関すること 6 競技記録に関すること 7 その他競技運営に関する事項（重要な事項を除く。）
広報・地域づくり専門委員会	1 広報の基本的事項に関すること 2 機運醸成の基本的事項に関すること 3 地域づくりの基本的事項に関すること 4 その他広報、機運醸成及び地域づくりに係る重要な事項に関すること	1 広報及び啓発の実施に関すること 2 機運醸成の推進に関すること 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること 4 県民運動の推進など地域づくりに関すること 5 ボランティアの募集・養成に関すること 6 報道機関との調整に関すること 7 記録映像及び記録写真に関すること 8 その他広報、機運醸成及び地域づくりに関する事項（重要な事項を除く。）

委員会名	付託事項	委任事項
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	<p>1 第29回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）の競技運営に係る計画の立案に関すること</p> <p>2 オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関すること</p> <p>3 その他全スポの運営に係る重要な事項に関すること</p>	<p>1 全スポの競技運営に係る計画の推進に関すること</p> <p>2 オープン競技に関すること（実施競技及び会場地市町村選定を除く）</p> <p>3 その他全スポの運営に関すること（他の専門委員会の委任事項を除く。）</p>
宿泊・衛生 専門委員会	<p>1 宿泊の基本的事項に関すること</p> <p>2 医事・衛生の基本的な事項に関すること</p> <p>3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること</p>	<p>1 宿泊業務に関すること</p> <p>2 食事等の提供に関すること</p> <p>3 医療救護及び防疫に関すること</p> <p>4 食品衛生及び環境衛生に関すること</p> <p>5 その他宿泊及び医事・衛生に関すること（重要な事項を除く。）</p>
輸送・交通 専門委員会	<p>1 輸送及び交通の基本的事項に関すること</p> <p>2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること</p>	<p>1 全国輸送に関すること</p> <p>2 開・閉会式の輸送に関すること</p> <p>3 競技会場地の輸送に関すること</p> <p>4 その他輸送及び交通に関すること（重要な事項を除く。）</p>
式典 専門委員会	<p>1 式典の基本事項に関すること</p> <p>2 その他式典に係る重要な事項に関すること</p>	<p>1 開・閉会式の企画及び運営に関すること</p> <p>2 式典音楽に関すること</p> <p>3 式典演技に関すること</p> <p>4 大会旗及び炬火リレーに関すること</p> <p>5 その他式典に関すること（重要な事項を除く。）</p>
警備・消防 専門委員会	<p>1 警備、消防及び防災の基本的事項に関すること</p> <p>2 その他警備、消防及び防災に係る重要な事項に関すること</p>	<p>1 警備、消防及び防災に係る計画の推進に関すること</p> <p>2 その他警備、消防及び防災に関すること（重要な事項を除く。）</p>

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画改正

報告事項 2 參考資料 2

令和3年10月12日
第2回常任委員会決定
令和7年3月13日
第5回常任委員会改正



令和7年3月13日
第5回常任委員会決定

第84回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村第1次選定

	競技名	種別	市町村	開催予定施設
1	綱引	全種別	浜田市	島根県立体育館
2	ゲートボール	全種別	出雲市	出雲健康公園出雲ドーム
3	武術太極拳	全種別	松江市	松江市総合体育館
4	パワーリフティング	全種別	出雲市	出雲だんだんとまとアリーナ (出雲市総合体育館)
5	バウンドテニス	全種別	出雲市	島根県立浜山体育館 (カミアリーナ)
6	エアロビック	全種別	安来市	安来市民体育館
7	スポーツチャンバラ	全種別	益田市	益田市民体育館
8	ダンススポーツ	全種別	安来市	安来市民体育館

第84回国民スポーツ大会・デモンストレーションスポーツ
実施競技及び会場地市町村 第1次選定状況

	実施競技	主管団体名	市町村	開催予定施設
1	フットサル	(一社) 島根県サッカー協会	益田市	益田市民体育館
2	ビリヤード：ナインボール	島根県ビリヤード協会	安来市	Billiards&Café ARITTO

令和7年3月13日
第5回常任委員会決定

第84回国民スポーツ大会 記録業務基本方針

第84回国民スポーツ大会における競技成績等記録の収集、速報および総合成績の算出に関する業務（以下「記録業務」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」、「同細則」および「国民スポーツ大会記録情報処理要項」に基づき行うほか、次の基本方針により実施する。

1 記録業務の推進

県、会場地市町村および関係競技団体は、記録業務を分担し、相互に連携を図りながら、正確かつ迅速に記録業務を推進する。

2 記録本部の設置

県および会場地市町村は、記録業務を円滑に推進するため、それぞれ記録本部を設置する。

3 記録システムの使用

県は、記録業務を効率的に実施するため、競技成績等記録を正確かつ迅速に処理することのできる記録システムを使用する。

4 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

記録業務の概要

1 記録業務とは

記録業務は、会場地市町村及び県競技団体との密接な連携のもと、次の業務を行う。

- (1) 記録本部の設置（県記録本部・競技会場記録本部）
- (2) 競技記録及び競技運営に関する情報（以下、競技記録等）の収集・速報
- (3) 総合成績の算出

2 競技記録等について

競技会における「競技記録に関する情報」と「競技運営に関する情報」を競技記録等といい、次の区分に基づき、競技会場記録本部において「帳票」を作成し、県記録本部へ送信する。

区分		主な内容
競技記録に関する情報	競技記録	競技結果、トーナメント表、スタートリスト、戦評等
	競技報告	プログラム修正、記録訂正、監督・選手交代、新記録等
	総合成績	総合成績一覧等
競技運営に関する情報	定期連絡	競技開始連絡、競技終了連絡等
	緊急時対応連絡	競技の中止・再開・中止、日程変更、緊急搬送等

(1) 競技記録の公表

県記録本部は、競技記録等を報道関係機関及びHP上に公表する。競技結果に関する情報は、原則として競技会場記録本部から提供後、30分程度で公表する。

(2) 大会終了後の競技記録等の公表

県記録本部は、日本スポーツ協会との協議に基づき、大会終了後一定期間、競技結果に関する情報を引き続きHP上に公表する。

《参考：わた SHIGA 輝く国スポにおける記録業務の様子》

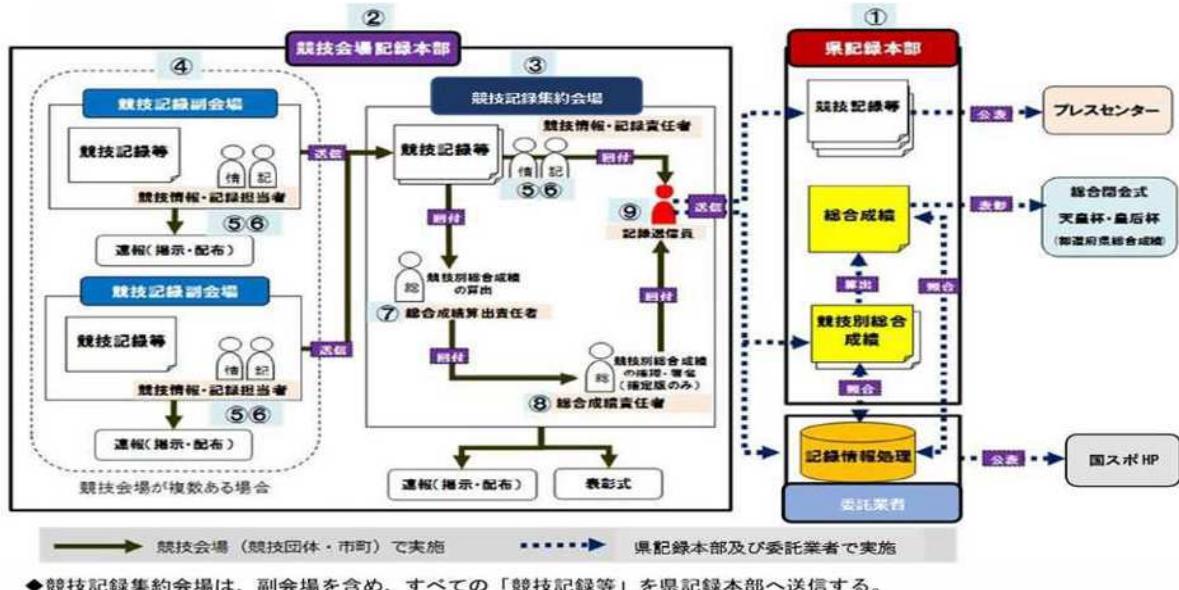
[県記録本部]



[競技会場記録本部]



3 記録業務の流れ



◆ 記録業務の用語説明

①	県記録本部	開催基準要綱に基づき、県委員会が設置する記録本部のこと。
②	競技会場記録本部	会場地委員会が競技会場ごとに設置する記録本部のこと。
③	競技記録集約会場	競技会場記録本部のうち、競技記録等の収集・速報及び競技別総合成績を算出し、県記録本部へ送信する会場のこと。
④	競技記録副会場	競技会場記録本部のうち、競技記録等を収集・速報とともに、競技記録集約会場へ送信する会場のこと。 ただし、競技日程等により県記録本部へ送信する場合もある。
⑤	競技情報責任者 競技情報担当者	責任者を競技記録集約会場に、担当者を競技記録副会場に配置し、「競技運営に関する情報」の収集・速報業務の把握・総括及び問い合わせ等の業務を行う。
⑥	競技記録責任者 競技記録担当者	責任者を競技記録集約会場に、担当者を競技記録副会場に配置し、「競技記録に関する情報」の収集・速報業務の把握・総括及び問い合わせ等の業務を行う。
⑦	総合成績算出責任者	中央競技団体及び総合成績責任者との連絡調整及び総合成績の算出を行う。
⑧	総合成績責任者	中央競技団体が選出し、競技別総合成績の確認及び確定させる。
⑨	記録送信員	県(委託業者)が競技記録集約会場に配置し、競技記録集約会場から県記録本部へ競技記録等の送信業務を行う。

(SAGA 2024 国民スポーツ大会 県記録本部 競技記録班業務マニュアルより作成)

記録業務 関係諸規定

国民スポーツ大会開催基準要項

37 記録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民スポーツ大会記録情報処理要項」に基づき行うものとする。

国民スポーツ大会記録情報処理要項

1 目的

国民スポーツ大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために国民スポーツ大会開催基準要項第37項に基づき、本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。

2 記録業務

第1項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。

(1) 記録本部の設置

開催都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）は、記録本部を設置する。

(2) 記録情報の収集

開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。

(3) 記録情報の発表

(a) 開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア（競技結果のみ）、イ、カ（天皇杯・皇后杯得点のみ）、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。

ア 競技日程・競技結果

イ 都道府県別競技結果

ウ トーナメント表

エ 決勝記録一覧

オ 新（タイ）記録一覧

カ 総合成績一覧

・ 天皇杯・皇后杯得点

・ 競技別総合成績

・ 競技別種別得点

・ 季別総合成績

キ プログラム訂正・連絡物

ク お知らせ

ケ 翌日の対戦組み合わせ等

コ その他開催県が必要とする事項

(b) 競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から30分程度で発表する。

(4) 総合成績の算出、帳票作成

開催県実行委員会は、総合成績の算出を行い、次の帳票を作成する。

ア 天皇杯・皇后杯総合得点一覧表 【様式例1】

イ 男女総合成績（天皇杯得点）一覧表 【様式例2】

ウ 女子総合成績（皇后杯得点）一覧表 【様式例3】

- | | |
|----------------------|---------|
| エ 男女総合成績（天皇杯参加得点）一覧表 | 【様式例 4】 |
| オ 女子総合得点（皇后杯参加得点）一覧表 | 【様式例 5】 |
| カ 競技別男女総合成績一覧表 | 【様式例 6】 |
| キ 競技別女子総合成績一覧表 | 【様式例 7】 |
| ク 種目別得点集計表 | 【様式例 8】 |
- (5) 成果物
- (a) 開催県実行委員会は、第2項(3)-(a)に定める記録情報の成果物を、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）との協議により決められた期間内に日本スポーツ協会へ提出する。
 - (b) 開催県実行委員会は、第2項(4)において作成した帳票を、日本スポーツ協会へ速やかに提出する。
- (6) 大会終了後の記録の公開
- 開催都道府県は、日本スポーツ協会との協議に基づき大会終了後一定期間、競技成績等記録の情報をインターネット上に引き続き公開する。
- 3 国民スポーツ大会記録情報処理システムの指定
- (1) 第1項に定める目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア及び運用・管理等を含め構築されたものを国民スポーツ大会記録情報処理システム（以下「国スポ記録システム」という。）という。
 - (2) 日本スポーツ協会は、開催県実行委員会における記録業務が安定的かつ円滑に行われるよう、外部の第三者に依頼してシステムの評価を行い、その報告を受けて国民スポーツ大会委員会において業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、優秀なシステムを国スポ記録システムとして指定する。
 - (3) 開催県実行委員会は、日本スポーツ協会が指定した国スポ記録システムを用いて記録業務を行うものとする。
 - (4) 国スポ記録システムの指定に関しては、別紙「国民スポーツ大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」に基づき行うものとする。

4 その他

本要項は、必要に応じ国民スポーツ大会委員会にて見直すものとする。

<附則>

- (1) 本要項は、平成19年3月7日に制定、同日より施行する。
- (2) 本要項は、平成20年8月27日に改定、同日より施行する。
- (3) 本要項は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- (4) 本要項は、平成30年4月1日に改定、同日より施行する。
- (5) 本要項は、令和4年6月7日に改定、同日より施行する。
- (6) 本要項は、令和6年1月1日に改定、同日より施行する。

デモンストレーションスポーツ実施予定競技 概要

【デモンストレーションスポーツとは】

国スポ実施競技区分の一つで、国民のスポーツ推進と生涯スポーツ社会の実現を目的として、正式競技・公開競技以外の競技種目により実施される。

開催は開催県及び団体の任意で、天皇杯・皇后杯成績からは対象外。原則県内在住者が参加対象であり、開催年の4月～会期内に実施される。

実施競技は、県内に普及または普及する見込みがあり、県スポーツ協会の加盟団体または推薦された競技で、市町村及び競技団体が開催を希望している競技であれば様々な競技が実施可能。

1. モルック



スキットルと呼ばれる木製のピンに向けて、モルックと呼ばれる棒を投げ、倒れたスキットルの内容によって加算していく、先に50点を獲得するスポーツ。

老若男女楽しむことができる。

【会場予定地】 島根県立津和野高等学校（津和野町）

【主管団体】 島根県モルック協会

【実施内容】 チーム戦（上級者、初心者）、体験会

【実施目的】 県民の健康増進へ貢献。地域活性化に寄与しつつ、県民及び地域に普及定着を図るため。

2. スポーツ雪合戦



1チームは7名。選手は雪球を武器に、相手陣地に攻め込む。相手陣地内に立てられたフラッグを抜くか、雪球を相手チーム全員に当てることにより勝敗が決まる。チームで声を掛けあったり、戦略を練って分担を決めたりするなどのチームワークが重要。

【会場予定地】 浜田市旭公園市民体育館（浜田市）

【主管団体】 島根県雪合戦連盟

【実施内容】 一般、レディース、小学生の部門別に実施

【実施目的】 生活の妨げとなりがちな「雪」を逆手にとり、都市間交流の推進や地域活性化をめざし取り組んできた「スポーツ雪合戦」をもっと多くの人に知ってもらうため。

3. スポーツ・レクリエーション広場



安来レクリエーション協会では、「地域社会を明るく、元気にする」ことを目指し、各種事業を展開。デモンストレーションスポーツでは、乳児から高齢者まで誰もが参加しやすいように、既存ルールにアレンジを加えたニュースポーツを中心とした体験広場を実施する。

(写真はスカットボールを行っている様子)

【会場予定地】

安来市民体育館または中海ふれあい公園（安来市）

【主管団体】

安来レクリエーション協会

【実施内容】

ニュースポーツを中心とした体験広場

【実施目的】

国スポ・全スポを契機に、市内のスポーツ・レクリエーション活動を推進し、健康づくりと地域活性化につなげるため。

4. キャンプ



親子活動でのテント設営、野外炊飯、レクリエーションを実施。

初めて参加する人でも楽しめる雰囲気作りや大人も子供も参加できるプログラム設定と指導を行う。

【会場予定地】

山佐ダムキャンプ場（安来市）

【主管団体】

島根県キャンプ協会

【実施内容】

親子活動でのテント設営、野外炊飯、レクリエーション

【実施目的】

野外体験活動を通じて自然と調和しながら心身の健康を育み、人とのつながりを深めることで、県民が健やかで豊かにくらせるようするため。

5. スポーツウェルネス吹矢



5～10m離れた円形の的をめがけて息を使って矢を放ち、その得点を競う。

性別・年齢問わずだれでも手軽にでき、ゲーム感覚で楽しみながら健康になれるスポーツ。

【会場予定地】

三隅中央会館（浜田市）

【主管団体】

みすみスポーツクラブ

【実施内容】

スポーツウェルネス吹矢交流大会

【実施目的】

スポーツウェルネス吹矢は、誰もが気軽に楽しむことができ、健康効果もあるため、広く県内に普及したい。

6. マスボクシング



相手に当たらない距離で打撃を行い、相手の動きに対応する有効な打撃、ディフェンステクニックを競う競技。打撃を当てないため、ケガのリスクが少ない。また、年齢問わず安全に参加可能。

【会場予定地】	シュガーナックルボクシングジム松江（松江市）
【主管団体】	島根県ボクシング連盟
【実施内容】	マスボクシング
【実施目的】	リングに実際に上がり、ボクシングの楽しさ、技術の奥深さを体感してもらいたいため。

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会
島根県準備委員会事務局
(島根県環境生活部島根かみあり国スポ・全スポ準備室内)
〒690-0876
島根県松江市黒田町488-2 番地
TEL:0852-67-4140 FAX:0852-67-4147
E-mail: kyogi2030@pref.shimane.lg.jp